平成２８年（フ）第７６０４号
東京都渋谷区本町１丁目22―５―205
債務者　堀川　満作
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６１０号
東京都練馬区早宮３丁目13―22　加藤ハイツＢ202
債務者　山崎　勝春
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６１１号
東京都大田区大森東２丁目26―28―203
債務者　村山　利香
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６１５号
東京都江戸川区松江７丁目22―８
債務者　神山　彩
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６１７号
東京都日野市南平８丁目17―１―403
債務者　佐藤　ルミ
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６２０号
千葉県船橋市咲が丘２丁目３―10
債務者　平田　満
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６３８号
東京都台東区松が谷４丁目２―６―609
債務者　白木　正美
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６４１号
神奈川県川崎市高津区久末496　県営住宅８―203
債務者　安住　哉
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６４３号
東京都八王子市長房町1456―２―103
債務者　小寺　知宏
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６４４号
東京都東村山市本町１丁目６―28―103
債務者　津田　幸一
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６４７号
東京都中野区中央５丁目４―25―306、住民票上の住所東京都杉並区宮前２丁目26―13
債務者　町田　克宏
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６４８号
東京都練馬区高野台５丁目２―10―102
債務者　山田　夏希
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６５０号
東京都品川区二葉１丁目８―３―202
債務者　黒川　雅美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６５１号
東京都板橋区赤塚６丁目６―14
債務者　堀江　千世
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３１８号
大阪府寝屋川市池田本町27番６号
債務者　佐藤　真好
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１６号
北海道旭川市神居町共栄458番地
債務者　須藤　芳雄
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部